

すよっと ひといき

収穫の朝は、いつもよりも早起きです。苦労して育てた野菜たちが結果となって実を結ぶの見るのは何度も経験しても感動するものです。準備万全にし、はやる気持ちをおさえつつ畑に向かいます。



道中ですれ違う散歩中のご近所の方と挨拶をかわし二言三言話します。時には会話が弾み、収穫を忘れそうになるほど話し込むこともあります。話す内容はその時々で、次の自治会長の人選だったり、地域の人の健康状態だったりしますが、お互いの野菜の作柄についての話が最も多く熱がはいります。収穫期には、お互い作っていない野菜のおすそ分けをしたりされたりもします。こうした事がご近所づきあいの潤滑油となっています。

収穫にも困った事があります。その代表は、「キュウリ」です。キュウリが取れ始めると我が家の中では、妻の悲鳴があがります。毎朝10本以上のキュウリが取れるのですから。だからといって、この時期に我が家では妻の事を、「キュウリ夫人」とは呼びませんが…(笑)。

とても家だけでは食べきれない為、キュウリを作っていないお家へおすそ分けをしたり、職場で配ったりと、配った先では喜んではもらえるものの大変頭の痛い収穫期の悩みです。逆に「キュウリの煮浸し」や「キュウリのからし漬け」など、今までは我が家になかったキュウリの調理法を、ご近所の方や職場の方に教えてもらいました。おかげで、「色々な種類の野菜の調理法を勉強し、ずいぶん腕を上げたなあー。」と、妻本人には直接言いませんが、いつも心の中で思っています。なかなか感謝の気持ちを直接言うのは照れくさいのです。又、ご近所の方には野菜を冷凍や乾燥させる保存方法など知らないことをたくさん教わりました。

今は、テレビやインターネットで情報を簡単に知ることはできます。しかし情報だけではどうにもならないことがあります。知恵と経験です。「先人の知恵」に学ぶことが大切だと家庭菜園を通じて思うことがたくさんありました。今では調べて分からることは人づてに聞いて、自分にあった方法や疑問に思ったことをその都度質問し身につけています。



伊藤和久

笑ってください

葬儀に関する事は、日常ではありませんが言葉が多く、気を付けてはいるものの聞き違いや勘違いがあるものです。

それはいつもはきはきと感じ良く電話応対をしているAさんの身におこった出来事です。いつも元気で周りを明るくしてくれるAさん。スタッフの間でも一目おかれる頼れる存在です。

ある日のこと、いつも通り電話でAさんの様子があかしいのです。最初は「はい、ドリーマーAでございます」としっかりとした声で答えていたのですが、段々としどろもどろで声が小さくなり、困惑した表情でこちらを見ていたのです。隣にいたBさんの助言を聞き何かが分かったようで、またいつものはきはきとしたAさんに早変わりして無事電話を終えたのでした。

話を聞いてみると、施設の職員さんからの電話で「合掌バンド」を分けてほしいが「合唱バンド」と頭の中で変換してしまってパニック状態になってしまったようです。「合掌バンド」は字にすると分かりやすいと思うのですが、死後一時的に故人様の手を固定する為のバンドです。しかしAさんはその時パニック状態です。思考は正解からどんどんなれていきます。合唱?/バンド?確かにSさんはオーケストラに所属していたかも…、それかな…?でも分けてほしいってSさんを分けることはできないし、合唱だから葬儀で歌ってほしいとか?でも施設の人から依頼はないだろう?もしかして間違い電話??誰か助けて!!…とアイコンタクトをとったようです。説明を終え何故だかすっきり顔のAさんに周りのスタッフから笑いがあこつたのでした(汗)



出口秀美

配偶者居住権と小規模宅地等の特例

前回紹介した配偶者居住権について、よりくわしく見てみましょう。今回は、不動産にかかる相続税の最も重要な特例、「小規模宅地等の特例」との兼ね合いを取り上げます。

◎小規模宅地等の特例

小規模宅地等の特例とは、亡くなった人が住んでいた 330 m²以下の土地又は土地の上に存する権利を、一定要件を満たす親族が相続した場合、相続税の基準となる評価額が 80% 減額される制度です。自宅の相続税が大幅に安くなるという、ぜひ利用したい魅力的な制度です。

◎配偶者居住権と自宅の権利

配偶者居住権についても、おさらいをしておきましょう。配偶者居住権を設定すると、亡くなった人と同居していた配偶者は、その家に生涯住み続けることができます。この時、自宅に関する権利は次の4つに分かれます。

- ①建物の利用権(配偶者居住権)…配偶者が取得します。
- ②建物の所有権…子などが取得します。
- ③土地等の利用権(敷地利用権)…①に付随する権利で、配偶者が取得します。
- ④土地等の所有権…子などが取得します。

そして、これら4つの権利それぞれが、相続財産として評価額が計算されます。ここで問題となるのが、配偶者居住権をはじめとする自宅関係の権利に、小規模宅地等の特例は適用できるのかという点です。既に述べた通り、小規模宅地等の特例を使えるか否かは節税に大きく関わります。

◎特例の適用対象

まず確認しておきたいのは、小規模宅地等の特例は土地等に対する特例だという点です。①と②は建物に関する権利であり、特例は適用できません。③については、配偶者が配偶者居住権を取得すると自動的に要件を満たし、特例を適用できます。④については、自宅に同居する親族等が所有権を取得した場合に特例を適用できます。同居していない既に独立している子が相続した場合は適用できません。

配偶者居住権も小規模宅地等の特例も、自宅を親族が相続する際の重要な制度です。しかし実際には、特例の適用要件は複雑で、評価額の計算も難しいです。「自分に関係しそう」と思われた方は、一度専門家に相談してはいかがでしょうか。



JBAグループ

ドリーマー社員大募集!!



簡単応募

お仕事をお考えの方!!私たちと一緒に働きましょう!!未経験からはじめたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。

【正社員】

葬祭部 基本給 187,000円~293,000円(その他諸手当あり)

冠婚部 基本給 181,000円~264,000円

(休日/月7日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

【葬祭献茶スタッフ】

時給 1,000円~1,200円(研修期間有り)

セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。

まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは

0897-35-1110

担当 戸田

まほろば

10月
令和2年
第79号

人と人、心と心。
ご縁つなないで51年。
ONLY
51th
SINCE 1968
Dreamer corporation



株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

0120
44-5880



まほろば